



六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）

ルール認定変更に関する申出書を横浜市に提出しました！

六角橋商店街連合会では、平成25年10月～平成26年1月にかけて、「六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）」の策定に向け、以下の様な活動を行いました。

■ 説明会の開催（平成25年10月30日）：

六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）の概要や神奈川大学の協力で実施したまちなみ意匠に関するワーキングの報告を行いました。

■ 意向確認アンケートの実施（平成25年11月～12月）：

六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）認定対象者に向け、ルール（全体区域）に関する意向確認アンケート調査を行いました。アンケートは、下記の集計結果となり、多くの対象者の方々から賛成を頂きました。

■ 臨時総会の開催（平成26年1月24日）：

六角橋商店街連合会において臨時総会を開催しました。協議では、六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）に関して決議を行いました。

■ 今後の予定 推進委員会での審議（平成26年3月6日）等：

六角橋商店街連合会では、平成26年3月6日に行われる地域まちづくり推進委員会でのルール認定変更に向け準備を行っていきます。



説明会の様子（神奈川大学の学生によるまちなみ意匠に関するワーキング中間報告）



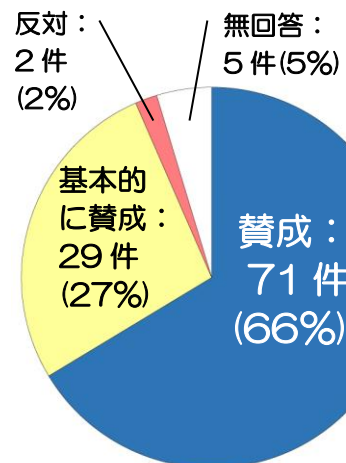
六角橋商店街連合会臨時総会の様子

六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）に関する意向確認アンケート集計結果

■ 集計結果

H24.11.26 時点
アンケート回収：
107 件

（対象：
六角橋商店街地区
まちづくりルール
（全体区域）
認定対象者：
275 件）



■ 主なご意見に対する今後の方針

まちの賑わいに寄与できるような「推奨モデル」の検討／
ルールの周知の徹底／運用組織による積極的な活動／
休憩所、喫煙所に関する検討（設置場所等）／空き店舗、空地等の賑わいづくりを検討／店舗利用者・店舗経営者に対するマナー向上 など

六角橋商店街ふれあい通り(仲見世通り)の

中心線の確定 についてのお知らせ

現況のふれあい通り(仲見世通り)の中心線の確定が必要。
平成26年3月末までに**中心線の確定**を行う予定です。

Q なぜ、ふれあい通りの中心線の確定が必要なのですか？

A ルールが制定されると...

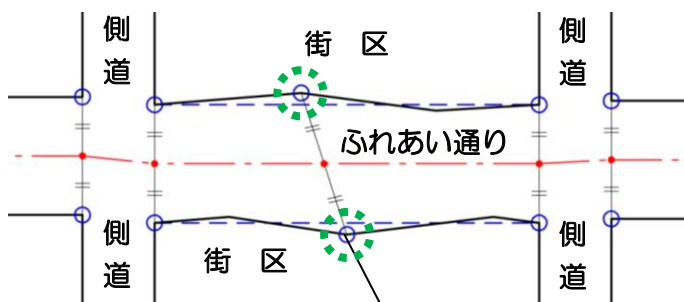
建築基準法第43条第1項ただし書き道路の指定※が受けられます(地域まちづくりルールの方針が必要条件)
※ただし、建築行為の際

「中心線」から1.35mのセットバック等の基準有

ふれあい通り(仲見世通り)のみに面する敷地等で建築物の建築等※が可能となります ※建築物の新築、増築、改築、移転

■ 中心線確定の基準

- ① 原則として、ふれあい通りのインターロッキングの中心線とする
 - ② 街区毎に角の境界点を結んだ線(下図青線)を基準とし折れ点を設置※
※振れ幅が3cmを超える場合、別途、折れ点を設置
- ・折れ点同士を結んだ線の中心を通るように中心線を設定する(下図赤線)



注：六角橋商店街連合会全体区域の測量調査を行い、測量図を作成しました

■ 中心線確定の手順

仮中心線のマーキング
平成26年2月19日まで

現地確認／意見募集
平成26年2月20-3月5日

ご意見等は下記までお願いします

六角橋商店街事務所
横浜市神奈川区六角橋1-10-2
電話：045-432-2887(事務所)
FAX：045-402-3251

中心線の鋳の設置
平成26年3月末